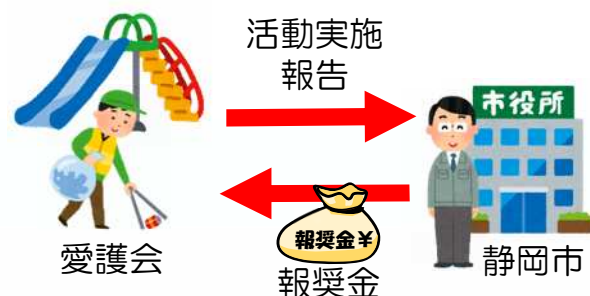


愛護会制度のご紹介

報奨金¥

愛護会って？

公園の日常的な維持管理(公園愛護活動)を地域で行う団体です。公園愛護活動を実施した場合に、市から報奨金を交付します。



どんなことをする団体？

公園愛護活動として、主に以下の活動などが対象です。

- (1) 公園の清掃
- (2) 公園の除草・草刈り
- (3) 公園の花壇や木の管理(水やり等)
- (4) 公園で危険な行為をする人への声掛け
- (5) 公園施設の点検



愛護会を作る条件は？

愛護会の設立には、以下の条件を満たしたうえで、市への届出が必要です。

- ① 愛護会長が1人いる
- ② メンバーは公園の周辺住民10人以上
- ③ 活動範囲は公園内全域(一部例外あり)
- ④ 月1回以上継続して活動を実施する
- ⑤ 愛護会は1公園・緑地につき1団体まで

※「会長が変わった」、「愛護会の廃止」等でも届出が必要になります。



報奨金はどのくらい貰えるの？

愛護活動実績と、公園の広さをもとに、お支払いします。



【報奨金額】 (静岡県公園愛護会報奨金交付要綱第8条より)

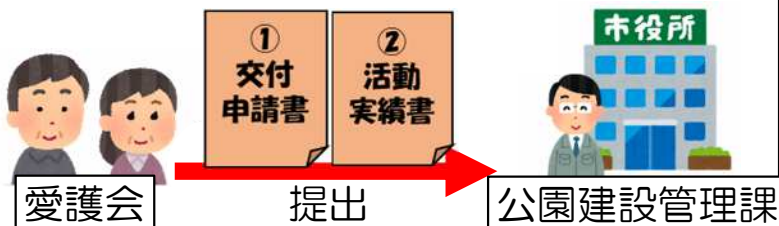
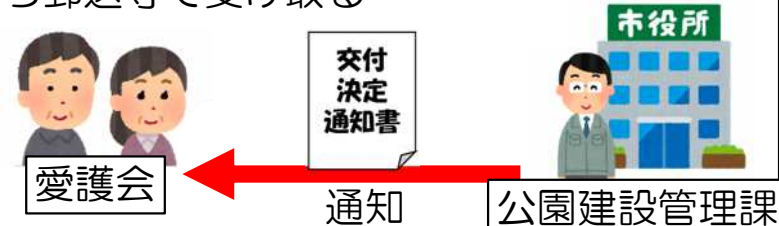
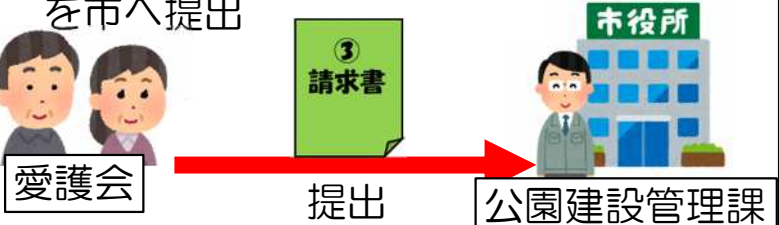
{月額1,125円+1(円/公園面積1m²)×公園の面積(m²)}×活動月数

※上限65,000円。100円未満切り捨てとなります。

裏面へつづく

愛護会の1年の流れは？

愛護活動の実施から報奨金の受け取りまでの流れは以下の通りです。

愛護会でやること		
	書類手続き・お支払い関係	愛護活動関係
4月 ～2月	活動開始(事務手続きは不要)	●公園愛護活動実施 (1年間)  安全点検!
3月	●①公園愛護会報奨金交付申請書(赤紙) ②公園愛護活動実績書(赤紙)を市へ提出  ●公園愛護会報奨金交付決定通知書を市から郵送等で受け取る 	
4月 (次年度)	●③請求書公園愛護会報奨金請求書(緑紙)を市へ提出  ●前年度分の報奨金を受け取る (③で指定した口座に振り込まれます) 	
※「愛護会長が途中で変わった」、「愛護会を解散したい」等については、公園建設管理課まで一度ご連絡ください。		

【お問い合わせ先】

静岡市 公園建設管理課 〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1 (静岡庁舎7階)
 TEL : 054-221-1121 FAX : 054-221-1294
 MAIL : kouenseibi@city.shizuoka.lg.jp